

日行連発第1339号

平成24年2月2日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会

会 長 北 山 孝 次

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について

標記の件につきまして、去る1月19日開催の理事会において、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)」が可決承認され、同日付で施行されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今般の改正により、平成24年度作成分の職務上請求書から裏面の様式が変更となりますが、変更に伴う取扱い方については、下記のとおりご案内いたしますので、貴会所属会員に対し、周知いただきますようご協力方お願いいたします。

なお、本件は理事会の結果として月刊日本行政に掲載されるとともに、本会ホームページの会員向けページにもアップいたします。

記

1. 「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」の一部改正概要

(1) 改正理由

今般、一部会員による職務上請求書の大量偽造、不正使用事件が発覚したことを受け、その防止措置の一つとして、用紙の最下段に作成権者を明記することとする。これにより、使用者である会員はもとより、万が一不正に作成されそうになった場合の印刷業者等への注意喚起を期待するもの。

(2) 改正内容

様式第1号(第2条第2項関係)＜原紙裏面＞中、最下段の「○マーク 日本行政書士会連合会」の下に以下の一文を追加する。

行政書士又は行政書士法人が使用する戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書用紙は、日本行政書士会連合会が作成するものであり、他の何人も独自にこれを作成してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年1月19日から施行する。

(現にある職務上請求書の取扱い)

- 2 この規則の施行の際現にある職務上請求書は、これを使用することができる。

**職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正
新旧対照条文**

改正後	改正前
<u>行政書士又は行政書士法人が使用する 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求 書用紙は、日本行政書士会連合会が作 成するものであり、他の何人も独自に これを作成してはならない。</u>	様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）＜原 紙裏面＞中、最下段の「○マーク 日 本行政書士会連合会」の下 ＜新設＞

2. 裏面様式変更に伴う取扱い方について

（1）新様式の適用時期について

平成 24 年度作成分より各单位会へ配付いたします。（3 月末発送予定）

※ただし、平成 23 年度作成分の在庫より各单位会へ配付する関係上、旧様式のみ、または旧様式と混合して配付される場合があります。

（2）各单位会及び各会員が所有する旧様式在庫分の取扱いについて

現在所有する旧様式の在庫分についての返還や差し替えは必要ありません。改正規則の附則第 2 にあるとおり、今後も継続して旧様式の職務上請求書を使用することができます。

以上